

第 1 3 号議案

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市都市公園条例（昭和 4 4 年亀岡市条例第 1 2 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和 4 4 年亀岡市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 4 第 1 号中「1 0 0 分の 1 0」の次に「（京都・亀岡保津川公園にあっては、敷地面積の 1 0 0 分の 1 5）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 京都・亀岡保津川公園に設置される公園施設について、より充実した複合的な施設とするため、公園施設の設置基準に特例を設けること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。